

横浜物理工学会会則（案）

制定 平成27年3月31日

改正 平成27年7月10日

改正 平成30年4月 1日

改正 平成31年4月 1日

1. 名称

本会を横浜物理工学会と称する。

（横浜知能物理同窓会より平成27年3月31日に移行する。）

2. 目的

本会は、会員相互の連絡と親睦を図ると共に、会員の互助に資し、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

3. 会員

正会員、特別会員をもって構成する。

（1）正会員は、横浜国立大学工学部数物電子情報系学科物理工学教育プログラム（以下、物理工学 EP と略記する）の入学者および横浜国立大学大学院理工学府数物・電子情報系理工学専攻物理工学ユニットの入学者、横浜国立大学大学院理工学府物理情報工学専攻物理工学コースの入学者ならびに旧横浜知能物理同窓会会員とする。

（2）特別会員は、（1）記載の組織を担当する教員および旧教職員と旧横浜知能物理同窓会特別会員とする。さらに、（1）記載の組織において教育・研究を支援する事務室現職員および旧職員も特別会員とする。

4. 役員・幹事

（1）本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

事務局長 1名

（2）役員は次の任務を負う。

イ. 会長は、本会の会務を総括する。

ロ. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてこれを代行する。

ハ. 事務局長は、会務の運営を総括する。

（3）役員を選出。

イ. 会長は、会員の中から選出される。

ロ. 副会長のうち1名は EP 代表・教育分野長が着任し、他の1名は会員の中から

会

長が任命する。

ハ. 事務局長は、特別会員の中から会長が任命する。

(4) 役員の任期

各役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(5) 本会に次の幹事をおく。

各卒業年毎の正会員から原則として各卒業年毎に2名選出される。

(6) 幹事は次の任務を負う。

イ. 幹事は、会務の運営を行うとともに活動の活性化にあたる。

ロ. 幹事の内1名は会計監査の任を負う。

(7) 監事の任期

各監事については、任期を定めない。交代を希望する場合は、事務局に申し出る。

5. 会費

(1) 正会員は学部入学時に終身会費30,000円を納める。

(2) 正会員のうち、学部留学生は終身会費15,000円を納める。

(3) 正会員のうち、大学院生は終身会費2,000円を納める。

(4) 特別会員は入会金2,000円、年会費1,000円を納める。

但し、旧教員、旧職員および現職員は年会費を免除される。

6. 会計

本会は会費、寄附金、広告費等をもって運営する。会計年度は4月から翌年3月とする。

7. 事業

(1) 総会を原則として毎年1回開催する。総会の招集は会長が行う。

(2) 役員で構成される役員会を原則として毎年1回以上開催する。

(3) 会員名簿を原則として毎年1回更新する。

(4) 会計報告を原則として毎年1回行う。

(5) その他、本会の目的を達するために必要な事業を行う。

8. 所在地

本会の所在地は神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-5 横浜国立大学総合研究棟W201室におく。

9. 役員会

役員会は、必要に応じて会長が役員を召集して開催する。メールに抛る審議を可能とする。

役員会は、横浜物理工学会の実施・協賛する事業の実施に必要な事項について、審議を行

ない、これを決定する。必要に応じて、幹事からメール等で意見を聴取することができる。
会則の変更など、特に重要と認められた事項は、役員会の議を経た後、幹事に諮って決定する。

10. 幹事会

幹事会は、横浜物理工学会に関係する特に重要と認められた事項について、審議を行い、これを決定する。年に1回以上、会長が役員・幹事を召集して開催する。さらに重要な事項は、総会に諮って決定する。

11. 総会

横浜物理工学会に所属するすべての会員が参加する会合を総会と位置付ける。必要に応じて、会長が役員・幹事・会員を招集して開催する。

附則

本会則は平成27年3月31日より施行する。

平成16年3月1日に設立した横浜知能物理同窓会の組織および会員を横浜物理工学会に移行させることとする。

附則（改正 平成27年7月10日）

本会則は平成27年7月10日より施行する。

附則（改正 平成30年4月1日）

本会則は平成30年4月1日より施行する。

附則（改正 平成31年4月1日）

本会則は平成31年4月1日より施行する。